

1 事業概要

(1) 目的

本業務委託は、小倉山の市有林を対象に小倉山の森林景観や森林環境を調査・分析等行った結果、後期計画（5ヶ年：平成30年度～平成34年度）の整備エリア7.5haの計画を行うものである。

「小倉山歴史的風土特別保存地区内森林再生事業計画」（以下、「事業計画」）策定から5年が経過した小倉山全域では、森林景観・環境に変化が見られるため、再度小倉山全体（本市所有地 約55ha）を対象に現況調査を行い、「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」（以下、ガイドライン）に示す3つの森林の公益性及び「事業計画」で抽出された15haの整備エリアを検証し、本計画に反映させるものとする。

(2) 小倉山事業計画を見直すための視点

大規模な森林整備に伴い、小倉山の森林環境および景観が大きく改善された。一部の場所で景観がよくなり、連続して立地する亀山公園からの登山客もここ数年で増えた。小倉山の事業計画の見直しを行うにおいて整備の効果を検証し、より費用対効果の高い整備地に優先順位を組み替えるなどの、後期計画の見直しが発生している。そこで事業計画の見直しを行うにおいて次の視点に基づき再計画を行うこととする。

(3) 事業実施方針

実施方針-1 小倉山の景観特性に応じた森林景観づくり

小倉山の森林が形成する景観特性を「山麓寺院等からの景観」、「保津川（大堰川）及び沿岸からの景観」の2つの景観ゾーンに区分し、それぞれの特性に応じた森林景観づくりを行う。

実施方針-2 小倉山の現状を踏まえた健全な森林景観づくり

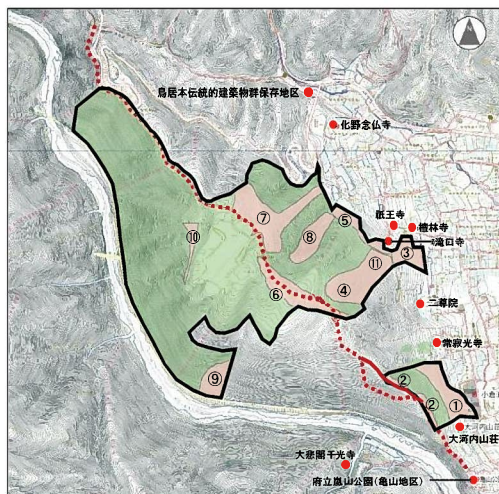
ナラ枯れやシイ林の繁茂、シカの食害により、斜面防災上配慮すべき場所や保全が必要な重要種の生育に配慮した健全な森林景観づくりを行う。

実施方針-3 地域と行政が一体となった協働による森林景観づくり

地域と行政の連携による持続的な森づくりのしきみを整えることにより、嵯峨嵐山周辺の活性化に結びつくような森林景観づくりを行う。

(4) 対象区域

履行場所は、京都市右京区嵯峨亀山町他地内で下図の範囲とする。



凡例

記号	名称
	本市所有地（約55ha）
①～⑩	「事業計画」により選定された整備エリア（10ヶ年）を示す。 ※①・②・③・④・⑤は「事業計画」の前期整備対象エリアとして森林再生工事が完了した箇所を示す。
	既存山道

※本市所有地約55haのうち、前期整備対象エリアを除く7.5haとする

(5) 年度別実施計画

実施期間 平成30年度～平成34年度
平成29年度 後期計画 約7.5ha、5年間の年次計画の策定
平成30年度～ 後期計画森林整備の実施

(6) 関連法令

文化財保護法、史跡及び名勝嵐山（昭和2年4月8日指定）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法：昭和41年制定）

事業スケジュール

